

鹿児島空港広告ラック利用規約

本利用規約は、鹿児島空港ビルディング株式会社（以下「管理者」という。）が鹿児島空港国内線ターミナルビル内及び国際線ターミナルビル内に設置し、管理運営する鹿児島空港広告ラック（以下「広告ラック」という。）の利用について、以下のとおり定めております。広告ラック利用者（以下「利用者」という。）は、本利用規約の内容を理解し、遵守してください。

1 設置対象

パンフレット、チラシ、その他印刷物等（以下「広告物」という。）の設置を対象とします。

2 設置場所

鹿児島空港国内線ターミナルビル内及び国際線ターミナルビル内において管理者が定める場所とします。ただし、止むを得ない事由により管理者が設置場所を変更する場合、事前に利用者へ連絡します。

3 利用開始日及び利用期間

広告ラックへの広告物の利用開始日は、毎月 1 日と 16 日とします。また利用期間は、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月とします。

4 利用料金及び割引、支払方法

- (1) 利用料金は、広告ラック 1 枠につき月額 10,000 円（消費税別）とします。
- (2) 利用期間が 6 ヶ月の場合は 1 割引き、12 ヶ月の場合は 2 割引きとします。
- (3) 利用料金は、管理者が指定する期日までに、指定の口座へ銀行振込決済によるものとします。ただし、振込手数料は利用者の負担とします。

5 利用申込

- (1) 利用者は、利用開始日の 10 日前までに広告ラック利用申込書及び広告物を管理者へ申請し、管理者は設置の可否を審査した上で、利用者に通知します。その際、審査に使用した広告物の返却はしません。
- (2) 利用申込はメールを主として受け付けます。鹿児島空港ホームページ内にて利用申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、管理者へメールでお送りください。

6 利用期間の変更

- (1) 利用期間の変更は、管理者受付後から利用開始日までとします。また、利用期間内における期間の短縮はできません。
- (2) 利用期間を延長する場合は、新たに広告ラック利用申込書に必要事項を記入し、管理者へ申請してください。また、延長できる期間と割引は本規約第 4 条に準じます。

7 管理者の都合による利用期間の変更等

管理者の都合により利用期間を変更または停止することがあります。その場合は利用料金を返還します。

8 広告物の取扱基準

広告物は、A4サイズ(21cm×31cm)枠に入る大きさで、広告ラックの他の区画に影響を及ぼさないものとし、次に該当するものは取扱いできません。

- (1) 広告の責任の所在、またはその実態、内容が不透明なもの
- (2) 特定の政治・宗教活動に関するもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するものまたそのおそれのあるもの
- (4) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (5) 反社会的な行為を誘発若しくは助長させるおそれのあるものまたは社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (6) 第三者の知的財産権、肖像権、著作権、その他一切の権利を侵害するもの
- (7) 権利に関わる事柄について、係争中またはそのおそれのあるもの
- (8) 人種、民族、国籍、出身地、言語、性、年齢、職業、学歴、身体的特徴、病気、思想信条等について、侮辱的又は差別的な表現を使用しているもの
- (9) 虚偽、誇大な表現により誤認を与えるもの
- (10) 酷悪、残虐若しくは猟奇的な表現又は病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖心等を起こさせるもの
- (11) その他、管理者が不適切と判断するもの

9 広告ラックの管理運営

- (1) 広告物を掲出する広告ラックの位置は管理者が指定します。
- (2) 広告物の補充は、適宜管理者が行います。
- (3) 利用期間終了後、残った広告物は管理者による廃棄または着払いにて利用者に返送します。
- (4) 利用期間における広告物の汚損、破損等については、管理者の過失による場合を除き、管理者は一切の責任を負わないものとします。

10 利用停止

利用者が次に該当する場合は、利用期間中であっても広告ラックの利用を停止します。

- (1) 次の事由に該当する者がいる場合
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、等反社会的勢力であるとき
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人、団体の構成員であるとき
 - ウ 法人または団体でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
- (2) 法令または公序良俗に反する恐れがあると認められるとき
- (3) 本利用規約の定める事項に違反したとき
- (4) 管理者が指定する期日までに利用料金の支払がなされないとき
- (5) その他、管理運営上支障があると管理者が判断したとき

11 不可抗力事由による免責

天災地変、火災その他管理者の責めによらない事由により、広告ラックの利用が不可能又は著しく困難になった場合、管理者は利用者の損害について一切の責任を負わないものとします。

12 本利用規約の変更

管理者は予告なく、本利用規約を変更することができます。

附 則

本規約は平成 28 年 11 月 1 日から施行します。

平成 28 年 11 月 1 日制定
令和 2 年 1 月 1 日改定
令和 7 年 9 月 1 日改定